

シードブック

# 子どもの保健



及川郁子・草川 功 編著

木村美佳・鈴木千琴・須藤佐知子 共著



建帛社  
KENPAKUSHA



# はしがき

少子高齢社会にあつて、子どもの生育環境はどんどん変化しています。保育所では、0歳から入所する子どもたちが増え、利用時間も長くなってきています。核家族の進展や地域のつながりの希薄化から、子育ての不安や負担感が社会的問題ともなっています。次の世代を担う子どもたち一人一人の育ちを支え、子どもが笑顔でいられるように支援することは、社会の責任です。

2017（平成29）年に保育所保育指針が約10年ぶりに改定され、乳児保育と1歳以上3歳未満、3歳以上の年齢層ごとの保育内容の充実が図られました。乳幼児期は、子どものこころの基盤を育てるとともに、社会生活を送るための生活習慣や生活リズムを整えていく大切な時期です。子どもの生命の保持と情緒の安定を図る、養護を意識した保育が望まれています。そして、適切な保育を実践していくには、子ども一人一人の健康状態や発育状況に応じた健康支援、事故や災害などからの危険回避に努めなければなりません。

今回の保育所保育指針の改定とともに、保育士養成課程等の見直しも行われました。「子どもの保健」は、保育の対象である子どもたちを理解するための科目として位置付けられ、その内容は、①子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義を理解する。②子どもの身体的な発育・発達と保健について理解する。③子どもの心身の健康状態とその把握の方法について理解する。④子どもの疾病とその予防法及び他職種間の連携・協働の下での適切な対応について理解する。この4点をねらいとしてとしています。

本書『シードブック子どもの保健』は、前述のねらいを念頭に10章で構成されています。第1章・第2章は保育所保育指針や社会的施策等を踏まえた子どもの健康増進を図る保健活動の意義について、第3章は主に子どもの身体発育について、第4章・第5章は身体発育を理解した上で、日ごろの子どもの健康状態の把握や症状対応について、第6章は疾病の経過と疾病予防の大切さについて、第7章～第10章は乳幼児期に多くみられる疾患について、それぞれ

解説しています。また、章ごとのねらい、考えてみよう、を通して予習・復習ができるようにしています。

今回の見直しで、「子どもの保健」は講義4単位から講義2単位に減っていますが、これまでの内容が「乳児保育」や「保育の心理学」に含まれたこと、「子どもの健康と安全」の科目が連動していることなどを念頭に、子どもの健康に関する専門的知識や技術をより統合的に学んでいくことが求められています。

本書は、保育を学ぶ学生のテキストとして編纂したのですが、現場の保育士等にとっても簡潔に要点が押さえられ、日ごろの知識や技術の振り返りができるようにになっています。現場に詳しい医師や看護職が執筆し、科学的、論理的な裏付けとともに、わかりやすく、具体的内容になるよう心がけました。

保育を学ぶ方々にとって、本書が子どもの健康支援の一助となることを願っています。

2019年3月

及川郁子



# も く じ

<b>第1章 子どもの健康と保健の意義</b> ……………	1
1. 保育所保育指針における保健活動の意義と目的……………	1
(1) 保健活動の意義と目的	1
(2) 子ども期	4
2. 子どもの健康と健康問題……………	5
(1) 健康とは	5
(2) ヘルスプロモーションとヘルスリテラシー	6
(3) 健康指標と子どもの健康状態	7
<b>第2章 地域における保健活動</b> ……………	13
1. 生涯にわたる健康管理……………	13
(1) 母子保健	13
(2) 学校保健	14
2. 健やか親子21と子育て支援……………	17
3. 病児保育……………	20
4. 在宅医療（医療的ケア）……………	22
<b>第3章 子どもの心身の発育・発達と保健</b> ……………	25
1. 子どもの発育・発達の特徴……………	25
(1) 乳児期	25
(2) 幼児期	27
(3) 学童期	27
(4) 思春期・青年期	27
2. 発育・発達の原則と発育に及ぼす影響要因……………	28
3. 身体発育と評価……………	30

(1) 身体発育の過程	30
(2) 身体発育の評価	34
4. 生理機能の発達	37
(1) 呼吸器系	37
(2) 循環器系	39
(3) 消化器系	42
(4) 腎／泌尿器	44
(5) 生殖器	45
(6) 恒常性 (体温・血液・免疫・睡眠・内分泌)	46
5. 精神・運動機能の発達	50
(1) 脳と神経	50
(2) 運動機能	51
(3) 感覚器	51
(4) 精神機能	55
6. 発達評価	56
<b>第4章 子どもの健康把握とその支援</b>	<b>59</b>
1. 健康状態の把握	59
(1) 疾病にかかりやすい特徴	59
(2) 健康観察の意義	59
(3) 健康情報と日々の健康観察の内容	60
(4) 保護者との情報共有	61
2. 健康診断と集団としての健康管理	61
(1) 入所時および定期健康診断	61
(2) 子どもたちへの支援 (健康教育)	64
<b>第5章 子どもにみられる主な症状とその対応</b>	<b>69</b>
1. 発熱	69
2. 嘔吐, 下痢, 脱水	71
3. 便秘	75

4. 鼻汁, 咳, 呼吸困難	78
5. 発疹, 湿疹	81
6. 熱性けいれん	83
7. 痛み: 疼痛	86
8. 保育現場における薬の取扱い	88
<b>第6章 子どもの疾病予防と適切な対応</b>	<b>94</b>
1. 疾病の経過	94
(1) 急性期・急性疾患	95
(2) 慢性期・慢性疾患	95
(3) 終末期	95
2. 治療方法	96
(1) 安静	96
(2) 薬物療法	96
(3) 外科的療法	96
(4) 食事や運動について	97
3. 疾病予防	97
(1) 健康的な生活習慣の確立	97
(2) 乳幼児健康診査	98
(3) マス・スクリーニング	98
(4) 予防接種	100
(5) メタボリックシンドローム (生活習慣病)	102
<b>第7章 新生児と先天性の病気</b>	<b>106</b>
1. 受精から出生	106
(1) 受精の成立	106
(2) 受精卵から胎児へ	106
2. 新生児	107
(1) 新生児の分類	107
3. 先天異常	108

(1) 遺伝とは	108
(2) 染色体	109
(3) 先天奇形 (奇形症候群)	109
4. 先天性疾患	110
(1) 染色体異常症	110
(2) 遺伝性疾患	111
<b>第8章 感染症</b>	<b>114</b>
1. 感染とは	114
(1) 感染源	115
(2) 感染経路	115
(3) 感受性 (抵抗力)	117
2. 感染症法と学校感染症	117
(1) 感染症法	117
(2) 学校感染症	118
3. 予防接種	121
4. 感染性疾患	121
(1) 予防接種のある感染症	121
(2) 予防接種のない感染症	124
<b>第9章 アレルギー疾患</b>	<b>128</b>
1. アレルギーとその症状	128
(1) アレルギー症状	128
(2) アナフィラキシー	128
2. さまざまなアレルギー疾患	131
(1) 食物アレルギー	131
(2) アトピー性皮膚炎	131
(3) 気管支喘息	133
(4) アレルギー性結膜炎	133
(5) アレルギー性鼻炎	133

第 10 章	さまざまな小児期の疾患	135
1.	呼吸器疾患	135
	(1) 呼吸器感染症	135
	(2) 気管支喘息・喘息性気管支炎	137
2.	循環器疾患 (先天性疾患)	138
	(1) 心室中隔欠損症 (VSD)	138
	(2) 心房中隔欠損症 (ASD)	138
	(3) 動脈管開存症 (PDA)	138
	(4) ファロー四徴症 (TOF)	140
3.	消化器疾患	140
	(1) 便秘症	140
	(2) 肥厚性幽門狭窄症	140
	(3) 胆道閉鎖症	141
	(4) 腸重積症	141
4.	腎・泌尿器疾患	142
	(1) 尿路感染症	142
	(2) 急性腎炎症候群	142
	(3) ネフローゼ症候群	143
5.	内分泌・代謝性疾患	143
	(1) 先天性甲状腺機能低下症	143
	(2) 低身長症	143
	(3) 糖尿病	143
6.	免疫疾患・膠原病	144
	(1) 川崎病	144
7.	血液疾患	144
	(1) 鉄欠乏性貧血	144
8.	悪性新生物	144
	(1) 白血病	144
	(2) 神経芽細胞腫	145
9.	神経・筋疾患	145

- (1) てんかん／けいれん性疾患 145
- (2) 脳性麻痺 146
- (3) 筋ジストロフィー 146
- (4) 脊髄性筋萎縮症 146
- 10. その他の疾患…………… 146
  - (1) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 146
  - (2) 熱中症 147
- 11. 皮膚疾患…………… 147
  - (1) おむつ皮膚炎 147
  - (2) 母斑 (あざ) 148
- 12. 耳鼻科疾患…………… 148
  - (1) 中耳炎 148
  - (2) 副鼻腔炎 149
  - (3) 難聴 149
- 13. 眼科疾患…………… 150
  - (1) 斜視 (眼位異常) 150
  - (2) 色覚異常 151
  - (3) 先天性鼻涙管閉塞 151
  - (4) 眼瞼内反症・睫毛内反症 (さかさまつげ) 152
- 14. 整形外科疾患…………… 152
  - (1) 先天性股関節脱臼 152
  - (2) O脚・X脚 152
  - (3) 先天性筋性斜頸 153
- 15. 小児外科疾患…………… 153
  - (1) そけいヘルニア 153
  - (2) 臍ヘルニア 153
  - (3) 停留精巣 154
- さくいん…………… 155



# 第1章 子どもの健康と 保健の意義

多くの時間を保育所で過ごす子どもたちが増加している昨今、子どもの安全を守り、健康を育んでいくことが保育者の重要な役割となっている。本章では、保育所保育指針における保健活動の意義を理解し、子どもたちの健康支援の基盤となる考え方や健康指標について学んでいく。

## 1. 保育所保育指針における保健活動の意義と目的

### (1) 保健活動の意義と目的

2016（平成28）年6月の児童福祉法の改正において、第1条「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定められた。一日の中の多くの時間を保育所で生活する子どもたちにとって、心身の健やかな成長と発達を保障するためにも、保育所は入所する子どもにふさわしい生活環境を整えていくことが重要である。

具体的には、以下に示す保育所保育指針〔厚生労働省、2017（平成29）年告示〕にある、「養護：子どもの生命の保持と情緒の安定を図る」の関わりを通して、子どもの発達過程に即して展開されていく。

#### 生命の保持 ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。

- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

#### 情緒の安定 ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(保育所保育指針, 第1章2 養護に関する基本的事項より抜粋)

乳児は、短期間の中で心身両面の発達著しい時期である。その特徴を踏まえて、保育者との安定した人間関係を築き、身体的発達の視点として「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う」ことをねらいとしている。

1歳以上3歳未満児は、基本的な生活行動を身に付けていく時期である。心身の健康に関する領域では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことをねらいとしている。

3歳以上児は、これまでの発達の積み重ねを理解し、個の成長と集団としての活動の充実が図られる時期である。心身の健康に関する領域では、引き続き「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことをねらいとしている。

#### 乳児 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」 ねらい

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

#### 1歳以上3歳未満児 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

### 3歳以上児 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

- ① 明るく伸び伸びと生活し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(保育所保育指針、第2章保育の内容より抜粋)

さらに、同指針「第3章 健康及び安全」では、保育所における子どもの心身の健康の保持と増進を図り、危険な状態を回避することの保育者の責務を明確にしている。その上で、保護的対応のみならず、保育内容のねらいにもあるように、子ども自らが健康と安全に関する力を身に付けていくための支援も重要であるとしている。具体的支援内容として、以下のような項目があげられている。保育者として定期的に、また日々の保育活動で役割を果たすことが重要である。

#### 1. 子どもの健康支援

- ・子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
- ・健康増進      ・疾病等への対応

#### 2. 食育の推進

- ・保育所の特性を生かした食育      ・食育の環境の整備等

#### 3. 環境及び衛生管理並びに安全管理

- ・環境及び衛生管理      ・事故防止及び安全対策

#### 4. 災害への備え

- ・施設・設備等の安全確保      ・災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ・地域の関係機関等との連携      (保育所保育指針、第3章健康及び安全より抜粋)

このように保健活動とは、入所しているすべての子どもたちの健康と安寧が保障され、健やかに育つことを目的とした活動であるといえよう。

## (2) 子ども期

人間の一生の中で子どもにあたる時期は短い期間ではあるが、生まれ育つ国や社会などの影響を受けながら、一人の個性ある人間として育っていくときである。子どもの時期は、生物学的には最も成長する時期で発育期ともいわれ、受精から誕生を経て、乳児、幼児、学童、思春期、そして大人へと移行していく過程である。

子ども期の年齢区分は、国の法律によって規定され、子どもたちを支援していく上で必要なものである。母子保健法、児童福祉法、学校教育法などがある。それぞれの年齢区分は以下とおりである（図1-1参照）。

### 母子保健法 第6条（用語の定義）

「新生児」とは出生後28日を経過しない乳児

「乳児」とは1歳に満たない者

「幼児」とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

### 児童福祉法 第4条（定義）

この法律では満18歳に満たない者を児童といい、以下のように分ける

「乳児」とは満1歳に満たない者

「幼児」とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

「少年」とは小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

### 学校教育法

「学齢児童」とは満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで

「学齢生徒」とは小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで

童相談所での児童虐待相談対応件数をみると、133,778件（速報値）で過去最多であった。虐待の内容別\*では2013（平成25）年以降、心理的虐待が身体的虐待を上回っているが、心理的虐待が増加した要因として、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前DV）の警察からの通告の増加によるとしている<sup>8)</sup>。

### 🌱 考えてみよう

- ◇ 保育所等における保健活動の意義を、保育所等にいる子どもたちを観察して話し合ってみよう。
- ◇ 人口動態統計などを活用して子どもたちの健康状態や課題について考えてみよう。

### ■引用文献

- 1) 島内憲夫編訳：ヘルスプロモーション WHO；オタワ憲章，垣内出版，pp.79-80，2013
- 2) 厚生労働省 健やか親子21検討会：健やか親子21検討会報告書－母子保健の2010年までの国民運動計画－，2000
- 3) 厚生労働省 「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会：健やか親子21（第2次）検討会報告書，2014
- 4) 福田洋・江口泰正：ヘルスリテラシー 健康教育の新しいキーワード，大修館書店，p.4，2016
- 5) 厚生労働統計協会，国民衛生の動向2018/2019，2018，p.448
- 6) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業，幼児健康度に関する継続的比較研究，平成22年度総括・分担研究報告書，2011
- 7) ユニセフ イノチェンティ研究所・阿部彩・竹沢純子：イノチェンティレポートカード11 先進国における子どもの幸福度－日本との比較 特別編集版，日本ユニセフ協会，2013
- 8) 厚生労働省：平成29年度児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞，2018

\* 虐待は、身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄・拒否など）、心理的虐待、性的虐待の4種に分けられる。